



沼 監 委 第 56 号
令 和 4 年 3 月 17 日

沼 田 市 長	横 山 公 一
沼 田 市 議 会 議 長	久 保 健 二
沼 田 市 教 育 長	横 坂 隆 司 様
沼 田 市 農 業 委 員 会 長	井 上 正 文
沼 田 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	小 林 和 幸

沼 田 市 監 査 委 員 荒 井 静 雄
同 大 島 崇 行

行 政 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり報告する。

記

第 1 監査のテーマ

市が加入する各種保険について

第 2 監査の目的

本市では事故、火災、法律上の損害賠償責任など様々なリスクに備え、被害者の救済や市財政負担の補填を目的に、多数の所属で各種保険に加入しているが、その加入状況について、過去の定期監査において個別及び組織横断的な監査を実施したことがない。

このことから、市全体における各種保険契約に関して、その実態を把握するとともに、経済性、効率性及び有効性の観点から、保険契約の対象、補償内容、契約方法などが適正なものとなっているか検証し、今後の事務改善に資するものである。

第 3 監査期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 2 月 18 日

第 4 監査の対象

監査対象部局における令和 2 年度に市が保険契約者となった保険契約を対象とした。

また、指定管理者制度導入施設における基本協定書等に基づき、指定管理者が加入している各種保険への加入状況も監査対象とした。

第5 監査の方法

監査対象部局に対して、調査票の提出を求め、書類審査を行うとともに、定期監査時に所管課の説明を聴取した。

第6 監査の着眼点

- (1) 保険契約の対象や補償内容が適正なものとなっているか。
- (2) 協定書等に基づき指定管理者で適切な保険に加入しているか。
- (3) 毎年継続加入している保険について、適宜、見直しを行っているか。
- (4) 契約相手方の選定や競争性の確保に向けた契約手続を適正に行っているか。
- (5) 給付対象の事故等の減少に向けた適切な事故防止対策を実施しているか。

第7 監査の結果

1 保険契約の概要について

(1) 各課等の保険加入状況について

今回の監査対象となった保険契約総数は、表1のとおりで、1,190件である。

保険種別の状況では、火災保険（建物総合損害共済）が767件（64.5%）と最も多く、次いで強制保険である自動車賠償責任保険と任意保険を合計した自動車保険が374件（31.4%）、施設及び施設以外を合計した賠償責任保険が19件（1.6%）、傷害（補償）保険が17件（1.4%）、その他が4件（0.3%）となっており、その他の内訳は、動産保険が3件、公金総合保険が1件である。また、指定管理者でも9件（0.8%）の保険加入があった。

各課の保険契約数では、財政課が993件と最も多く、このうち748件が市有施設が加入している建物総合損害共済や、市有林が加入している森林保険等の火災保険であり、240件が公用車の自動車損害共済となっている。これらについては、予算上は各施設の管理を行う所管課に配分されているが、保険契約の取り扱いについては財政課で一括処理を行っている。次いで学校教育課が29件、地域安全課、介護高齢課がともに23件であり、公用車管理台数が多い課で強制保険である自動車賠償責任保険が多い状況となっている。

主な保険の概要等を示すと以下のとおりである。

ア 傷害（補償）保険

傷害（補償）保険は、人の傷害・疾病に基づき一定の給付を約する保険である。契約締結時に定めた保険金額や保険金日額に基づき、市の賠償責任の有無に関わらず、保険金が支払われる。目的別に分類すると事業活動における事故に対応するためのものが16件、ボランティア活動中の事故に対応するためのものが1件となっている。

イ 火災保険

火災保険は、損害保険の一つで、建物や建物内に収容された物品の火災及び風水害等による損害や、森林火災等による損害を補填する保険である。

市有施設や教育関連施設等は、公益社団法人全国市有物件災害共済会

の建物総合損害共済に加入している。これは、地方自治法第 263 条の 2 に規定する普通地方公共団体の相互救済事業である。

ウ 自動車保険

自動車保険は、自動車の利用に伴って発生する損害を補償する保険で、強制保険である自動車賠償責任保険と任意保険に分類される。

公用車の任意保険は、公益社団法人全国市有物件災害共済会と一般財団法人全国自治協会で取り扱う自動車損害共済に加入している。なお、この自動車損害共済も相互救済事業である。

エ 賠償責任保険

施設賠償責任保険は、所有、使用または管理している施設・設備の構造上の欠陥や管理上の不備等が原因で、第三者に身体的障害や財物損壊を与えた場合に負担する損害賠償責任を補填する保険である。また、施設以外の賠償責任保険は、個人情報漏洩や偶然の事故により、他人の身体または財物に損害を与えた場合に負担する損害賠償責任を補填する保険である。

道路や上下水道施設等での施設賠償責任保険を始め、市有施設及び市直営業務に係る賠償事故対応のための総合賠償補償保険、教育施設では学校災害賠償責任保険等の総合保険に加入し、必要に応じて各所属で補償不足分の保険加入をしていた。

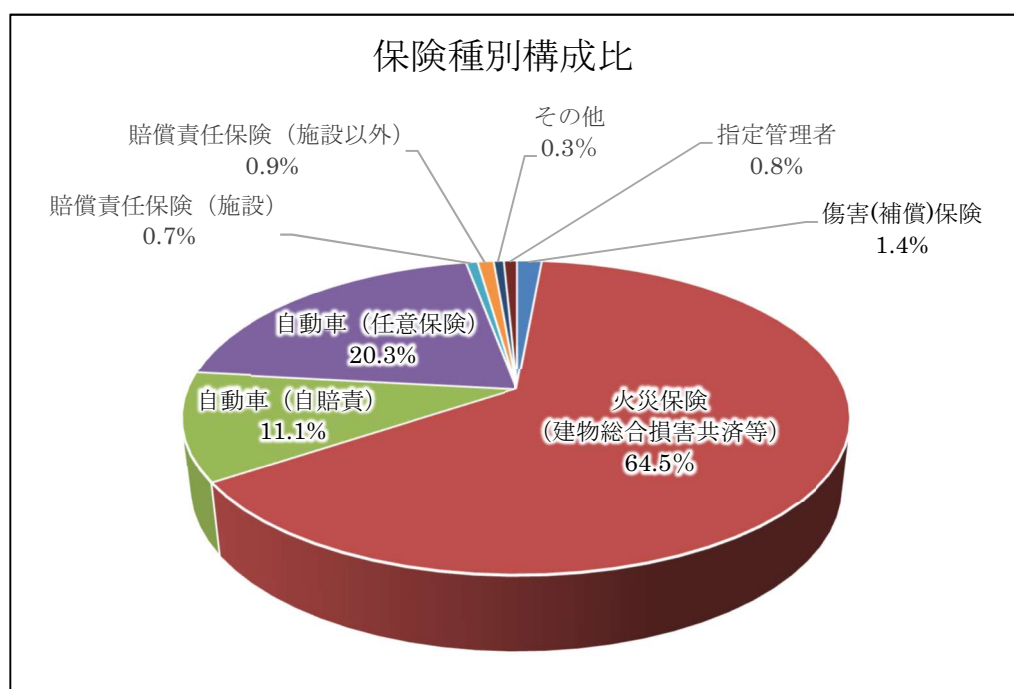
表 1 各課等の保険加入状況（R2 年度）

（単位：件）

	傷害（補償）保険	火災保険 （建物総合損害共済等）	自動車保険		賠償責任保険		その他	（※） 指定管理者	合計	備考
			自賠責	任意保険	施設	施設以外				
秘書課									—	
総務課			1			1			2	
地域安全課	1		19			1	2		23	動産保険（2）
企画政策課	1								1	
財政課		748	5	240					993	
契約検査課									—	
白沢支所		1	9			1			11	
利根支所	2	1	9						12	
市民課									—	
課税課			3						3	
収納課			4						4	
市民協働課			6	1					7	コミュニティセンター含む

環 境 課			2						2	
社 会 福 祉 課	1		5						6	
子 ども 課	3		5			1			9	保育園含む
国 保 年 金 課						2			2	
介 護 高 齢 課	1		19					3	23	
健 康 課	1		1			1			3	
産 業 振 興 課			2						2	
農 林 課	1				2				3	
観 光 交 流 課		1						6	7	
建 設 課			3		1		1		5	動産保険(1)
建 築 住 宅 課		16	1			1			18	
都 市 計 画 課						1			1	
上 下 水 道 課			6	1	5				12	
会 計 局							1		1	公金総合保険(1)
議 会 事 務 局									—	
教 育 総 務 課			3						3	
学 校 教 育 課	2		26			1			29	幼稚園、小・中学校含む
生 涯 学 習 課	3		2						5	
文 化 財 保 護 課			1						1	
ス ポ ー ツ 振 興 課	1					1			2	
選 挙 管 理 委 員 会									—	
農 業 委 員 会 事 務 局									—	
計	17	767	132	242	8	11	4	9	1,190	
保 険 種 別 構 成 比 (%)	1.4	64.5	11.1	20.3	0.7	0.9	0.3	0.8	100	

(※) 指定管理者は、協定書等に基づき指定管理者が加入している保険の件数である。



(2) 支払保険料の状況について

各課の支払保険料の状況をみると、表2のとおりである。

指定管理者も含めた保険料総額は 21,788,615 円であり、建物総合損害共済や自動車損害共済などの加入を取り扱う財政課が 11,317,703 円と最も多いが、「ア 各課等の保険加入状況について」で述べたように予算上は各施設の管理を行う所管課に配分されている。次いで道路賠償責任保険などに加入している建設課で 1,968,160 円、指定管理者が多い観光交流課で 1,931,430 円、学校災害賠償責任保険や外国語指導助手の傷害・疾病に対応するための外国人就労災害補償保険等に参加している学校教育課が 1,536,844 円となっている。

次に、保険種別ごとの支払保険料の状況をみると、建物総合損害共済や森林保険等の火災保険料が 6,327,110 円 (29.0%) と最も多く、次いで自動車保険料 (任意保険) で 5,214,780 円 (23.9%)、賠償責任保険料 (施設) で 2,694,470 円 (12.4%)、指定管理者が加入している保険で 2,149,610 円 (9.9%)、自動車保険料 (自賠責) で 2,046,420 円 (9.4%)、賠償責任保険料 (施設以外) で 1,595,126 円 (7.3%)、傷害(補償)保険料で 1,459,768 円 (6.7%) となっており、それ以外にその他で 301,331 円 (1.4%) である。なお、その他の内訳は、地域安全課で加入している防犯カメラの動産保険 142,500 円とドローンの動産保険 58,240 円、建設課で加入している測量機の動産保険 7,960 円、会計局で加入している公金総合保険 92,631 円となっている。

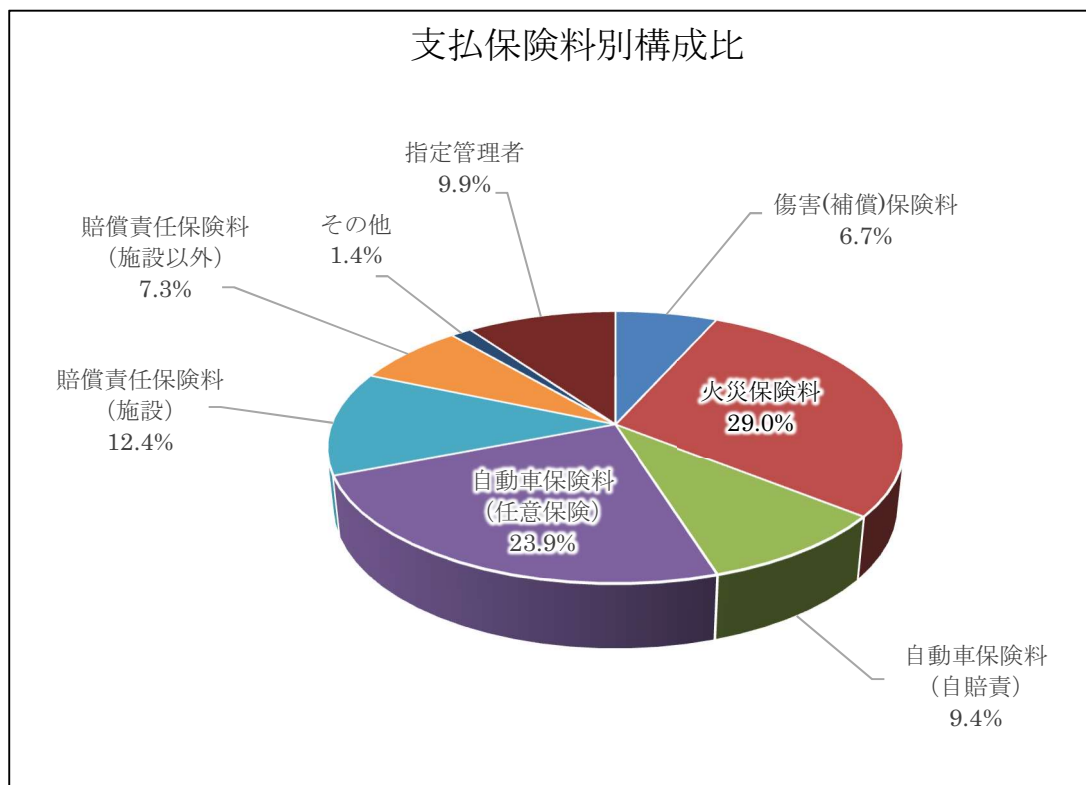
表2 各課の支払保険料の状況

(単位：円)

	傷害(補償) 保険料	火災保険料	自動車保険料		賠償責任保険料		その他	(※) 指定管理者	合計
			自賠責	任意保険	施設	施設以外			
秘書課									—
総務課						655,037			655,037
地域安全課	111,274		169,840			24,810	200,740		506,664
企画政策課	2,350								2,350
財政課		5,972,793	178,490	5,166,420					11,317,703
契約検査課									—
白沢支所			42,690			39,860			82,550
利根支所	13,704	86,643	166,310						266,657
市民課									—
課税課			63,420						63,420
収納課			84,560						84,560
市民協働課			30,530	24,720					55,250
環境課			35,810						35,810
社会福祉課	2,800		93,520						96,320
子ども課	81,800		21,140			114,340			217,280
国保年金課						67,644			67,644
介護高齢課			365,760				303,170		668,930
健康課	37,100		21,550			103,501			162,151

産業振興課			42,690						42,690
農林課	197,270				59,290				256,560
観光交流課		84,990						1,846,440	1,931,430
建設課			56,200		1,904,000		7,960		1,968,160
建築住宅課		182,684	21,140			200,000			403,824
都市計画課			108,590			73,280			181,870
上下水道課			124,420	23,640	731,180				879,240
会計局							92,631		92,631
議会議務局									—
教育総務課			51,650						51,650
学校教育課	935,850		284,340			316,654			1,536,844
生涯学習課	25,920		62,630						88,550
文化財保護課			21,140						21,140
スポーツ振興課	51,700								51,700
選挙管理委員会									—
農業委員会事務局									—
計	1,459,768	6,327,110	2,046,420	5,214,780	2,694,470	1,595,126	301,331	2,149,610	21,788,615

(※) 指定管理者は、協定書等に基づき指定管理者が加入している保険の金額である。



(3) 契約手続き等の状況について

強制保険である自動車損害賠償責任保険及び、指定管理者が加入する保険を除く契約手続き等の状況をみると表3のとおりである。

見積合わせなしの随意契約による手続きを行っているものが、1,025件と全体の99%を占めており、その内の994件は地方自治法第263条の2に規定する普通地方公共団体の相互救済事業である。次いで一者見積による随意契約が6件、その他が3件であった。なお、その他の3件については、負担金的性質の保険料であり、見積書を徴していないものである。また、入札及び、複数見積による随意契約は該当がなく、競争性が働いていない状況が確認できた。

表3 保険の契約手続きの状況

(単位：件)

入札		随意契約			その他
一般競争入札	指名競争入札	複数見積	一者見積	見積合わせなし	
0	0	0	6	1,025	3

※強制保険である自動車損害賠償責任保険及び、指定管理者が加入する保険は含まない。

(4) 各種保険の見直し状況について

ア 各部局の支払保険料の推移と保険内容見直し状況について

各部局別の過去3年間における支払保険料の推移と、保険内容の見直し状況をみると、表4のとおりである。

過去3年間の支払保険料合計の推移について、平成30年度を起点として、令和元(平成31)年度と比較すると542,321円(2.4%)の減、令和2年度と比較すると447,221円(2.0%)の減となっている。

各部局別にみると、ほとんどの部局は横這い状態だが、教育部局においては、令和元(H31)年度が822,690円(32.4%)の減、令和2年度が788,189円(31.1%)の減となっており、全体の支払保険料合計が減少している要因となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止しているものも多いことから、傷害保険等の予算執行が見送られている事も要因の一つと考えられる。

保険の見直し件数については、法律等の定めにより限定される自動車損害賠償責任保険や、地方自治法第263条の2に規定する普通地方公共団体の相互救済事業等及び、指定管理者が加入する保険を除き、所管課において、いわゆる民間保険会社等の保険に加入している案件について集計を行った。結果は見直しを行っているものは僅か4件であり、見直しを行っていないものが26件であった。また、相互救済事業においても補償内容や他市町村の状況等について、検証が行われていないものが多く、保険対象や補償内容などの積極的な見直しが図られていない状況が確認できた。

表 4 各部署の支払保険料の推移及び、保険見直し状況

(単位：円、件)

	H30 年度	R 元 (H31) 年度	R2 年度	保険見直し件数	
				見直しあり	見直しなし
総務部	12,387,849	12,855,466	12,830,961		10
市民部	306,740	251,260	239,040	1	
健康福祉部	1,201,414	971,739	1,212,325		6
経済部	2,248,500	2,218,890	2,230,680		1
都市建設部	3,440,784	3,570,274	3,433,094	1	4
会計局	112,476	110,503	92,631		1
議会事務局	—	—	—		
教育部	2,538,073	1,715,383	1,749,884	2	4
選挙管理委員会	—	—	—		
農業委員会事務局	—	—	—		
計	22,235,836	21,693,515	21,788,615	4	26
対 H30 年度比較増減	—	△ 542,321	△ 447,221		

※保険見直し件数は、法律等の定めにより限定されるもの(自動車損害賠償責任保険、地方自治法第 263 条の 2 に規定する普通地方公共団体の相互救済事業等)及び、指定管理者が加入する保険は含まない。

イ 保険内容の見直し状況について

表 4 で保険内容の見直しありとした 4 件の保険契約において、見直し状況は表 4-1 のとおりである。

見直し理由としては、「契約の必要性や有効性を検討」が 2 件、「民間保険会社との比較検討」が 1 件、「その他」が 2 件であった。なお、その他の内訳は、一つが生涯学習課で実施している放課後子ども教室における事故に対応するために加入している傷害保険であり、複数の教室で違った保険に加入していたものを、安価で補償内容の良いものに統一を図ったものである。もう一つは、外国人指導助手の傷害・疾病に対応するために学校教育課で加入している外国人就労災害補償保険であり、令和元(平成 31)年度の保険加入時に、一定の補償内容は担保した上で保険適用条件や契約の方法等について見直しが行われ、支払保険料の大幅な減額が図られている。

ウ 保険内容の見直し未検討状況について

表 4 で保険内容の見直しなしとした 26 件の保険契約において、見直し未検討状況をみると表 4-2 のとおりである。

見直し未検討理由では、「保険の対象に変更がない」が 16 件と最も多く、次いで「取り扱っている保険会社が 1 社のみ」が 5 件、「特に理由なし」が 4 件、「保険金額が定額」が 2 件、「その他」が 1 件であった。なお、その他の内容は、会計局で加入している公金総合保険であるが、これは全国市長会が保険契約者となっており、加入希望市は分担金として保険料を負担しているといった特性による理由であった。

表 4-1 保険内容の見直し状況 ※複数回答有り

理 由	件数
1. 契約の必要性や有効性を検討	2
2. 他自治体が加入している保険との比較検討	
3. 保険給付金の限度額の検証	
4. 保険対象範囲の検証	
5. 民間保険会社との比較検討	1
6. その他	2

表 4-2 保険内容の見直し未検討状況 ※複数回答有り

理 由	件数
1. 取り扱っている保険会社が 1 社のみ	5
2. 保険の対象に変更がない	16
3. 保険金額が定額	2
4. 特に理由なし	4
5. その他	1

(5) 保険適用件数と支払いを受けた保険金の推移について

保険種別ごとの過去 3 年間に於ける保険適用件数と支払いを受けた保険金の推移をみると、表 5 のとおりである。

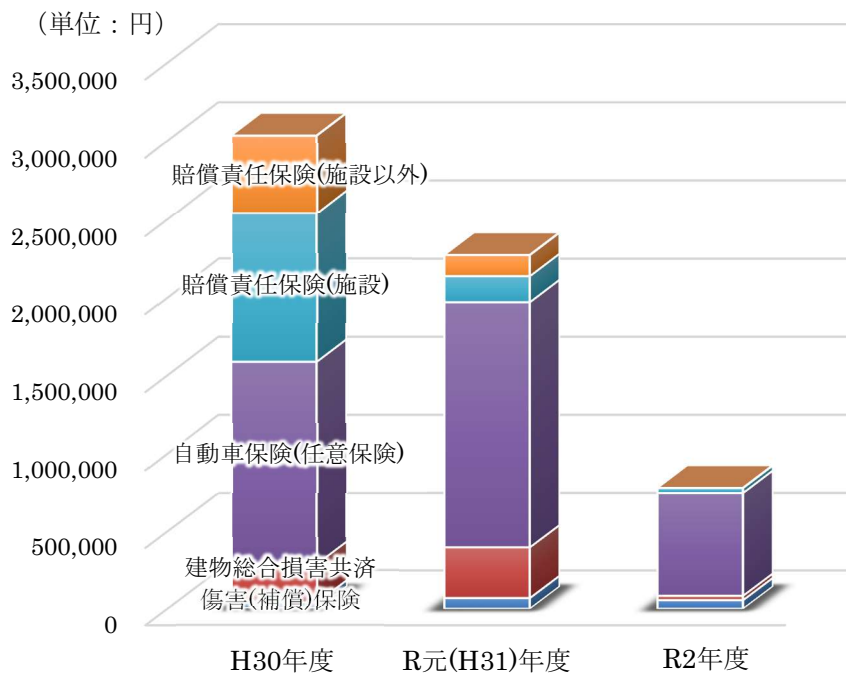
令和 2 年度に支払いを受けた保険金の状況を見ると、自動車保険(任意保険)が 663,116 円と最も多く、次いで傷害(補償)保険で 56,100 円、賠償責任保険(施設)で 32,000 円、建物総合損害共済で 28,391 円となっており、過去 3 年間の状況を見ると、傷害(補償)保険、建物総合損害共済、自動車保険(任意保険)、賠償責任保険(施設及び、施設以外)については、ほぼ毎年保険適用案件が生じている事が確認できた。また、年度ごとの保険金合計額をみると、平成 30 年度が 3,034,330 円、令和元(平成 31)年度が 2,270,766 円、令和 2 年度が 779,607 円と減少傾向にあるが、保険適用となる事故は偶発的であり、支払いを受ける保険金も事故の内容により増減する状況にある。

偶発的な事故に対応するための保険であるが、未然の事故防止対策も重要である。各種保険の事故防止対策として、自動車保険では、安全運転講習の実施や公用車へのドライブレコーダーの設置を推奨するなどの対策が行われており、保険給付の対象となる事故等の減少に繋がっていると思慮する。また、市道や林道等に加入している道路賠償責任保険では、パトロールによる安全点検を実施し、事故等に繋がる恐れのある事案には改善を図るなどの事故防止対策が行われていることを確認した。

表 5 保険種別ごとの保険適用件数と支払いを受けた保険金の推移
(単位：件、円)

保険種別	H30年度		R元(H31)年度		R2年度	
	件数	保険金	件数	保険金	件数	保険金
傷害(補償)保険	3	40,000	6	70,000	3	56,100
建物総合損害共済	7	248,764	1	328,000	1	28,391
自動車保険(自賠責)	0	0	0	0	0	0
自動車保険(任意保険)	11	1,298,663	8	1,570,766	3	663,116
賠償責任保険(施設)	3	954,000	3	167,000	1	32,000
賠償責任保険(施設以外)	5	492,903	5	135,000	0	0
合計	29	3,034,330	23	2,270,766	8	779,607

支払いを受けた保険金



2 意見・要望

今回、「市が加入する各種保険について」をテーマとし行政監査を実施したことにより、本市における各種保険契約の手続きの状況や、保険適用案件の状況等について確認することができた。監査の結果としては、著しく妥当性を欠く保険内容はないと認められたが、保険の性質上、継続的に契約を行っているものが多いことから、その取り扱いにおいては前例踏襲で完結させるのではなく、常に経済性、効率性及び有効性の視点で事務運営に努められるよう、以下の事項を要望するものである。

(1) 補償内容の見直しと競争性の確保について

毎年継続して加入している各種保険において、保険対象に変更がないこ

と等を理由に、特定の保険会社と同一の保険契約を継続して締結している状況が散見された。市が責任を負うリスクは、業務内容や社会情勢の変化などにより常に変動していることを想定し、各所属で長年に渡り保険契約を継続しているものについては、漫然と継続することなく、更新の際は加入の意義や必要性も含めて補償内容等の検討を行い、より適切で有利な保険契約となるように定期的な見直しを図られたい。

また、保険契約については、定価という概念がなく、保険料率や特約の内容などにより各社の保険料が設定されているものであるが、複数から見積もりを徴する等の対応がなされていない状況にあるので、競争性、透明性及び公平性を確保するため、強制保険である自動車損害賠償責任保険料と、競争に適さない相互救済事業を除き、保険料の多寡によらず複数見積もりを徴して補償内容を比較するなど、より適切な事務処理に努められたい。

(2) 保険の重複加入とリスクマネジメントを踏まえた点検について

賠償責任保険などにおいて、所属間における補償内容の重複が疑われるものが数件見受けられた。単純に重複加入となっているものは、経済性を踏まえれば一つを保険解約するべきであるが、リスクマネジメントの観点から、補償の上乗せを理由とした契約を行っている例も確認された。リスクの発生率や影響度を分析した上で、保険対象、補償内容等が適切に設定されているか点検を行い、過不足のない保険契約に努められたい。

(3) 事故防止対策の徹底について

交通事故や自然災害など偶発的なリスクに備えるため、各種保険に加入する必要性は今後も継続するものであるが、事故を減らし補償金額を抑えることが保険料の低減に繋がるものもあると思われるため、事故の発生を未然に防ぐ取り組みを、より一層進められたい。